

こども医療費助成制度について

① 対象者

加古川市にお住まいの小学校4年生から中学校3年生までの方
 <0歳から小学校3年生までの方は、乳幼児等医療費助成制度があります。>



② 所得要件

保護者等の市町村民税所得割税額（住宅借入金等特別税額控除及び寄附金税額控除の適用前）から、以下の額を控除した額がそれぞれ23万5千円未満であること

控除する額：16歳未満の扶養親族1人につき 19,800円

16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき 7,200円

※毎年7月に更新を行い、新年度の所得課税内容で再判定します

③ 一部負担金（助成内容）が次のように変わります

平成27年6月30日まで		平成27年7月1日から	
一部負担金		一部負担金	
外来	2割負担 (保険診療による自己負担額の1/3を助成)	外来	2割負担 1日400円まで * 同じ保険医療機関で月2回まで * 月3回目以降の負担はなし
入院	0円 (保険診療による自己負担額の全額を助成)	入院	変更なし

※ご加入の健康保険から高額療養費や附加給付金等が支給される場合は、その額を除きます。

※平成27年7月から、障害者医療費助成制度・母子家庭等医療費助成制度より、こども医療費助成制度の方が一部負担金が少なくなります。制度の切り替えが必要ですので、小学校4年生から中学校3年生までの方は過去にこども医療費助成制度を申請されたことがある場合でも、必ず申請してください。

<助成の対象とならないもの>

- ・健康保険適用外の治療、診断書料、食事代、差額ベッド代、予防接種料等
- ・訪問看護利用料

<こども医療費受給者証を使用できないとき>

以下の場合、保険医療機関等の窓口でこども医療費受給者証を使用できません。

医療費の助成を受けるためには、別途手続きが必要です。

- ・県外の保険医療機関等を受診したとき
- ・自立支援医療等、他の公費助成制度の給付を受けたとき

④ 助成方法

資格審査後に交付されるこども医療費受給者証を、健康保険証と一緒に保険医療機関等の窓口で提示してください。窓口での負担が、こども医療費受給者証に記載の一部負担金までとなります。